

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年5月29日

東京都作業部会確認年月日 2019年6月5日

事業名 練習会場 仮設オーバーレイ整備業務（その1）～（その3）

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意のとおり、当該事業は「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント等（組織委員負担のオーバーレイ）を除き都の負担 パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく） 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められている練習会場の整備 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各FA及びIFとの協議結果に基づき、既存施設を最大限運営諸室として活用 コストコンサルが国内外のサプライヤーからの見積もりを基に精査した標準単価や、東京都財務局単価、各種見積もりを適切に査定し積算。また、諸経費については、RIBICを用い算出。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 予算内に収まる IOC推奨の過去大会の知見を有する海外アドバイザーの意見も踏まえ各FA及びIFと協議し作成しているため、妥当 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意で公費負担とされた、都及び都外自治体所有施設における「仮設等のインフラ整備」であることや、パラ競技の施設整備であり、公費負担の対象として適切であると考えている V3 予算内 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年5月29日

東京都作業部会確認年月日 2019年6月5日

事業名 練習会場投光車調達業務

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意のとおり、当該事業は「仮設等のインフラ整備」であり、都の負担 パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく） 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費負担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められている練習会場の整備 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各FA及びIFとの協議結果に基づき、要求水準を決定 競技会場等で使用している投光車の賃借料と比較しても妥当である。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 予算内に収まる IOC推奨の過去大会の知見を有する海外アドバイザーの意見も踏まえ各FA及びIFと協議し作成しているため、妥当 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意で公費負担とされた、都及び都外自治体所有施設における「仮設等のインフラ整備」であることや、パラ競技への整備であり、公費負担の対象として適切であると考え V3 予算内 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。